

第2章 現状・課題と第5次計画の施策の方向性

1 本県の現状

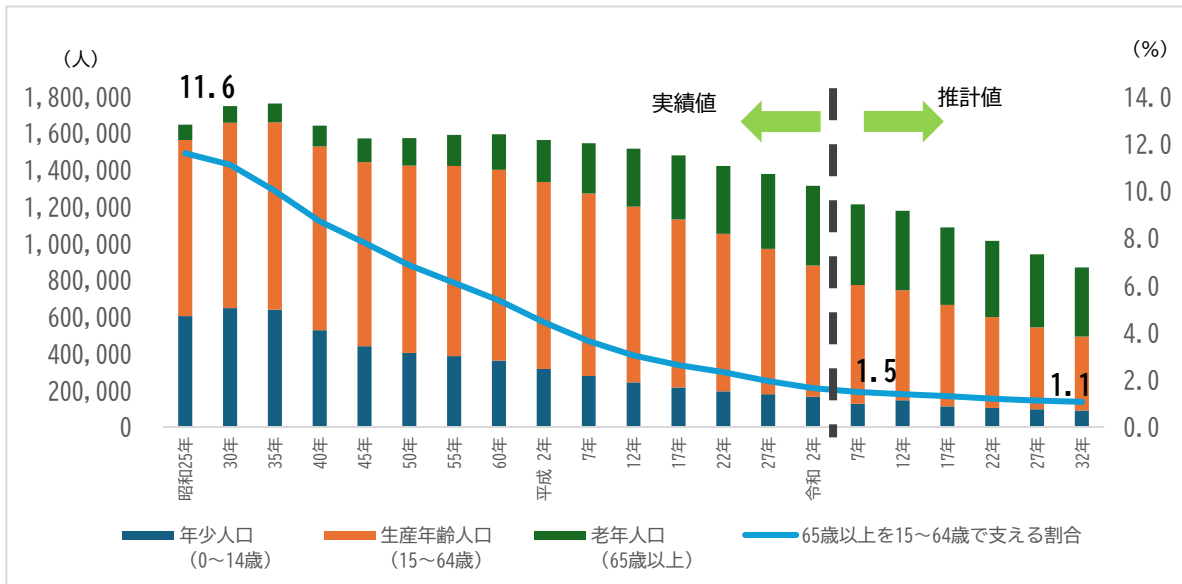
男女共同参画社会の実現を目指すにあたり、制度、慣行、意識に関する課題の把握に資する数値・データについて掲載します。

(1) 人口、家族形態、働き方の変化

① 長崎県の人口

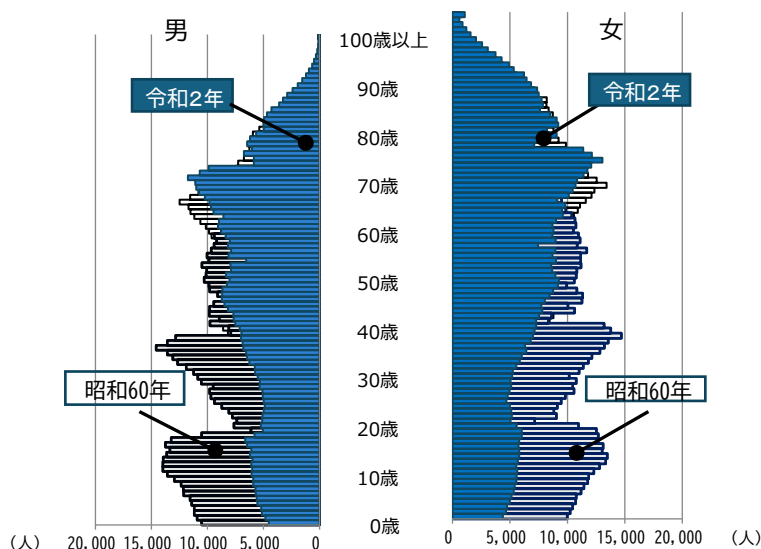
本県の人口は昭和35年の約176万人をピークに減少し、令和6年10月1日現在の推計人口では約125万1千人となっています。また、少子高齢化に伴い、年少人口や生産年齢人口も減少しています。一方、65歳以上の老年人口は昭和60年の約19万人（総人口の12.1%）から令和2年には約43万人（総人口の33.0%）と激増しており、地域経済や社会の担い手不足が懸念されています。

図表1 一人の高齢者を支える現役世代の人数の推移（県）



出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」／総務省「国勢調査」

図表2 人口ピラミッド（県）



出典：総務省「国勢調査」

② 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減少し続けており、単独世帯やひとり親世帯、夫婦のみの世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。

図表3 一般世帯数（県）、一般世帯1世帯当たり人員（県、全国）の推移

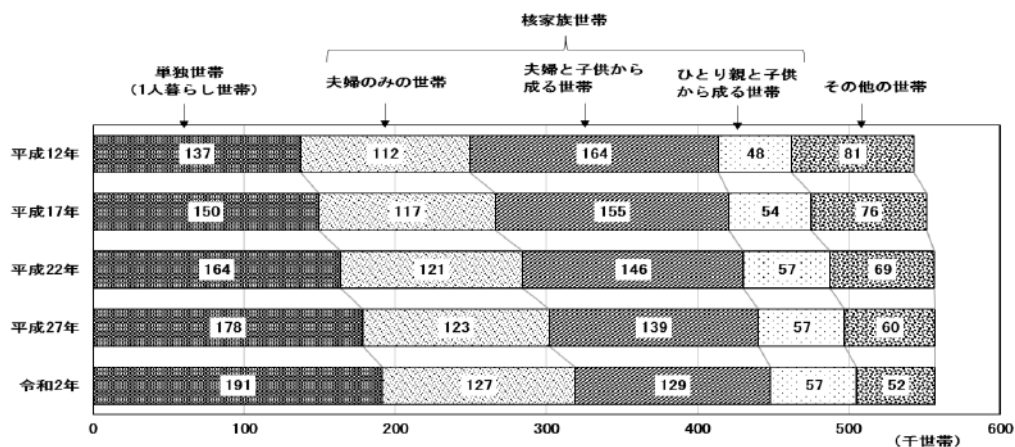
年次	一般世帯人員（県） （人）	一般世帯数（県） （世帯）	一般世帯1世帯当たり人員	
			県（人）	全国（人）
昭和50年	1,537,804	444,058	3.46	3.28
55年	1,555,192	468,977	3.32	3.22
60年	1,555,010	487,597	3.19	3.14
平成2年	1,522,268	501,901	3.03	2.99
7年	1,504,912	528,156	2.85	2.82
12年	1,472,855	542,985	2.71	2.67
17年	1,429,051	551,530	2.59	2.55
22年	1,376,114	556,895	2.47	2.42
27年	1,324,243	558,380	2.37	2.33
令和2年	1,259,784	556,130	2.27	2.21

注1：数値は各年10月1日現在

注2：一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者で、病院や社会福祉施設入居者等を含まない。

出典：総務省「国勢調査」

図表4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移（県）



出典：総務省「国勢調査」

③ 働き方の変化

「夫が就業、妻が非就業」の世帯の割合は、昭和60年に41.6%であったものが令和2年には20.2%に減少しています。一方、夫婦ともに就業している共働き世帯の割合は増加し、令和2年では全体の5割を超えています。

図表5 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移（県）

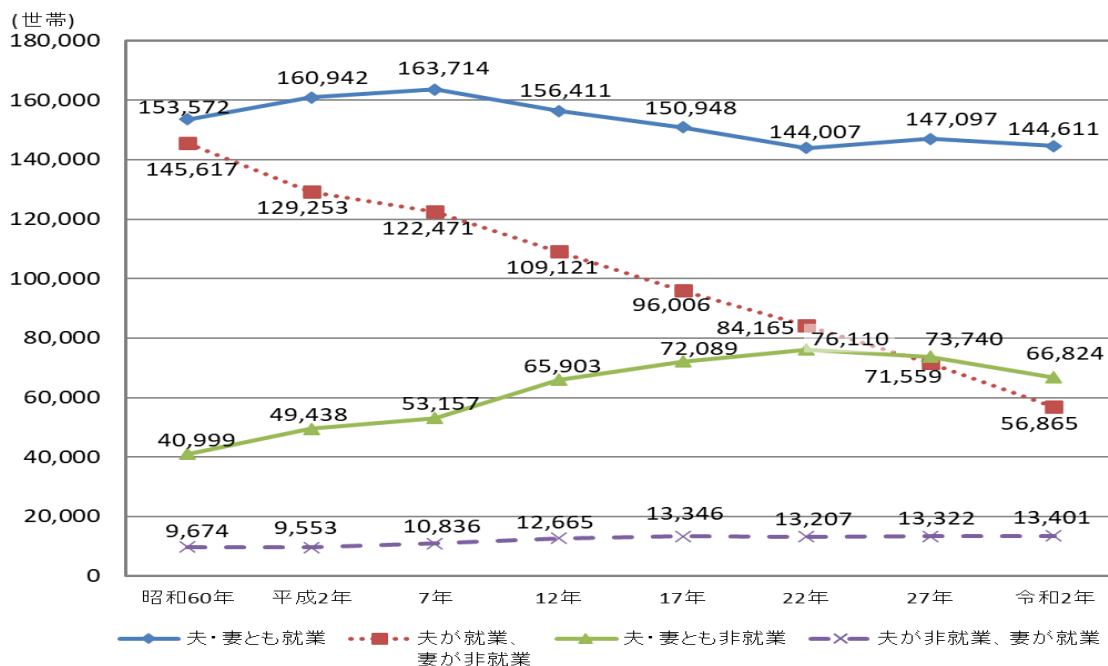
(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
夫・妻とも就業	153,572	160,942	163,714	156,411	150,948	144,007	147,097	144,611
	43.9%	46.1%	46.8%	45.5%	45.4%	45.4%	48.1%	51.3%
夫が就業、妻が非就業	145,617	129,253	122,471	109,121	96,006	84,165	71,559	56,865
	41.6%	37.0%	35.0%	31.7%	28.9%	26.5%	23.4%	20.2%
夫が非就業、妻が就業	9,674	9,553	10,836	12,665	13,346	13,207	13,322	13,401
	2.8%	2.7%	3.1%	3.7%	4.0%	4.2%	4.4%	4.8%
夫・妻とも非就業	40,999	49,438	53,157	65,903	72,089	76,110	73,740	66,824
	11.7%	14.2%	15.2%	19.2%	21.7%	24.0%	24.1%	23.7%
総数	349,862	349,186	350,178	344,100	332,389	317,489	305,718	281,701

注1：数値は各年10月1日現在

注2：労働力状態“不詳”を除く

出典：総務省「国勢調査」



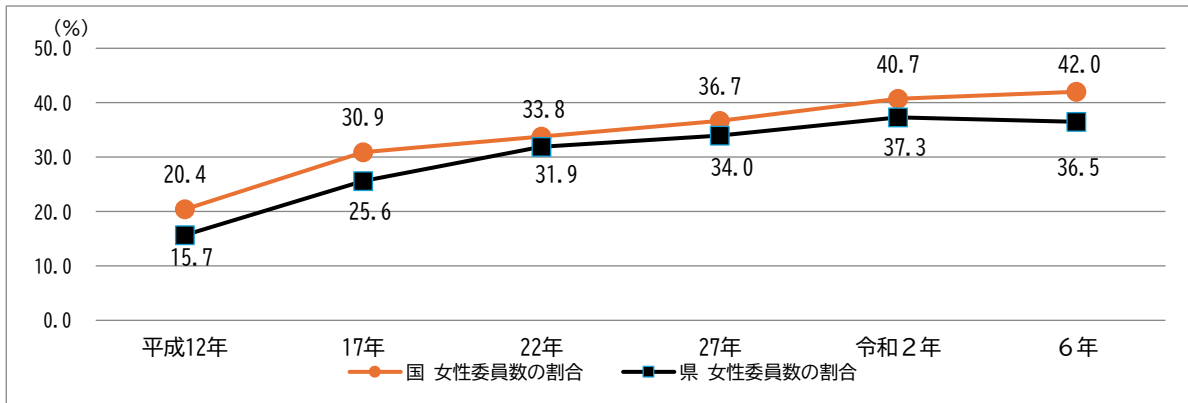
出典：総務省「国勢調査」

(2) 女性の参画状況

① 審議会等に占める女性委員比率

県の女性委員の割合は20年前に比べると高くなっているものの、国の割合を下回っています。

図表6 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移



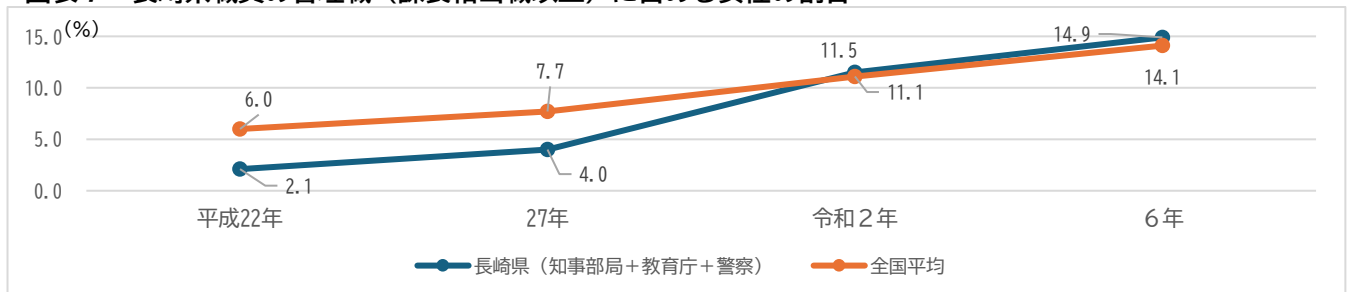
出典：内閣府男女共同参画局調、長崎県男女参画・女性活躍推進室調

② 管理職に占める女性の割合

長崎県職員における女性の管理職への登用は年々進んでいます。

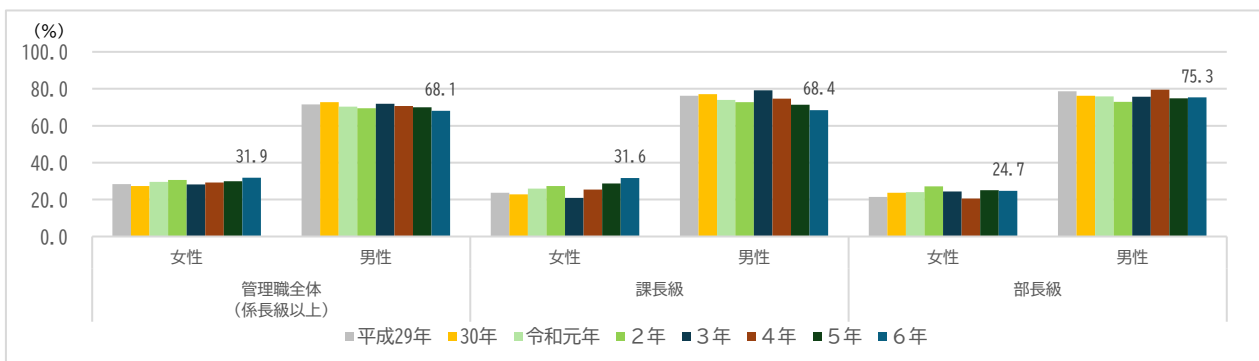
事業所における管理職に占める女性の割合も増加傾向にあります。男性の割合と比べると低い状況にあります。

図表7 長崎県職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合



出典：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」／長崎県人事課調

図表8 民間事業所における管理職に占める女性・男性の割合（県）



出典：長崎県「労働条件等実態調査」（調査対象は常用労働者5人以上を雇用する事業所）

③ 農林漁業、商工業における女性の参画

本県の基幹的農業従事者のうち、女性の数は約4割を占めており、家族経営協定⁷の締結数も増加しています。一方、漁業就業者や林業就業者のうち女性の割合は、約1割程度となっています。また、各団体の役員に占める女性の割合はいずれも低い状況にあります。

図表9 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口（県）

区分	総数（人）	女性（人）	男性（人）	女性の割合（%）	男性の割合（%）
令和2年基幹的農業従事者（長崎県）	25,107	10,357	14,750	41.3	58.7
令和5年漁業就業者（長崎県）	9,209	917	8,292	10.0	90.0
令和2年林業就業者（長崎県）	630	90	540	14.3	85.7
令和4年商工業等就業者（長崎県）	50,900	18,700	32,200	36.7	63.3

注1：基幹的農業従事者は令和2年2月1日現在、漁業就業者は令和5年11月1日現在、林業就業者は令和2年9月末1週間に主として林業に従事した者、商工業等就業者は令和4年10月1日現在

注2：商工業等就業者は、農林漁業以外の自営業主及び家族従業者の合計

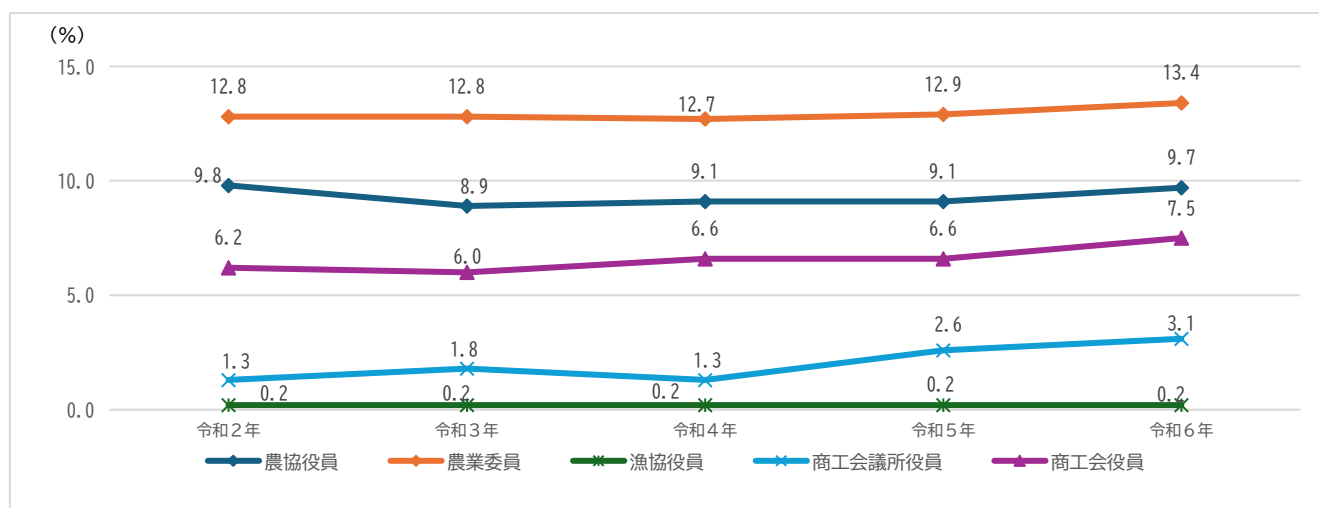
出典：2020年農林業センサス、2023年漁業センサス、令和2年国勢調査、令和4年就業構造基本調査

図表10 家族経営協定締結数（県）

区分	平成27年度	令和2年度	令和5年度
家族経営協定締結数	2,168	2,307	2,390

出典：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

図表11 各団体の役員における女性の割合（県）



出典：長崎県農林部、水産部、産業労働部調

⁷ 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

④ 県選出議員、自治会長、市町防災会議委員に占める女性の割合

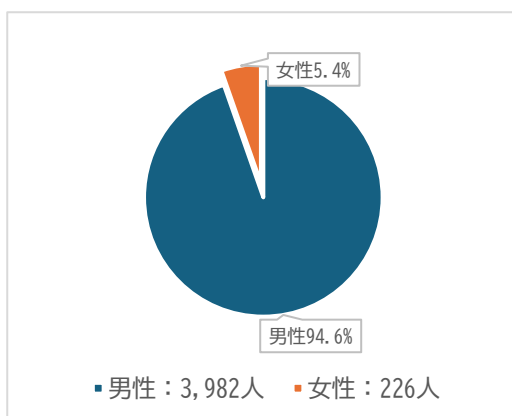
図表 12 長崎県選出の女性議員の状況

区分		議員 現員数 (人)	女性議員数 (人)	女性議員の割合 (%)
国会	衆議院	4	1	25.0
	参議院	2	0	0.0
県議会		46	7	15.2
市町議会	市議会	278	26	9.4
	町議会	98	13	13.3
	全体	376	39	10.4

注：国会は令和7年7月20日現在、県議会は令和7年4月20日現在、
市町議会は令和6年12月31日現在

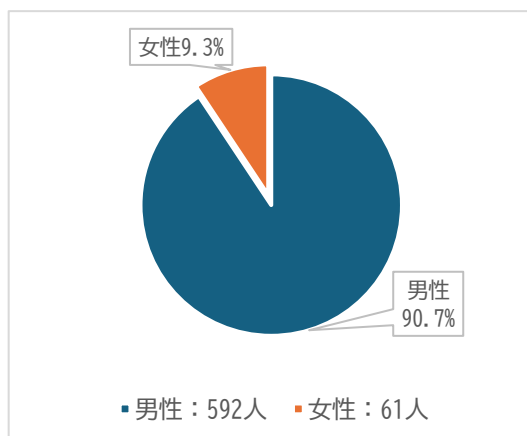
資料：内閣府男女共同参画局調、長崎県男女参画・女性活躍推進室調

図表 13 県内市町の自治会長に占める女性の割合（令和6年度）



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
数値は、県内市町の合計数

図表 14 県内市町の防災会議委員に占める女性の割合（令和6年度）



出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
数値は、県内市町の合計数

(3) 就業をめぐる状況

① 女性の就業状況

本県の女性の労働力率は30歳から34歳代までが最も低いM字カーブとなっていますが、近年は継続就業する女性が増加傾向にあることから、このM字カーブは解消に向かっていきます。

一方で、依然として女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、25歳から29歳をピークに、年代が上がるとともに正規雇用比率が低下するL字カーブを描いています。

また、有業者の割合は、男性が依然として高い状況にあるものの、男性は減少傾向、女性は増加傾向にあります。

図表 15 女性の年齢階級別労働力率の推移（県、全国）

（単位：％）

年次		15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
平成22年	長崎県	13.0	73.2	79.6	72.6	72.2	76.1	78.0	74.4	64.1	46.1	11.7
	全 国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
令和2年	長崎県	13.3	75.4	86.0	81.0	82.2	84.3	84.2	82.2	76.9	63.1	18.7
	全 国	16.9	74.5	87.0	79.6	78.2	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.7

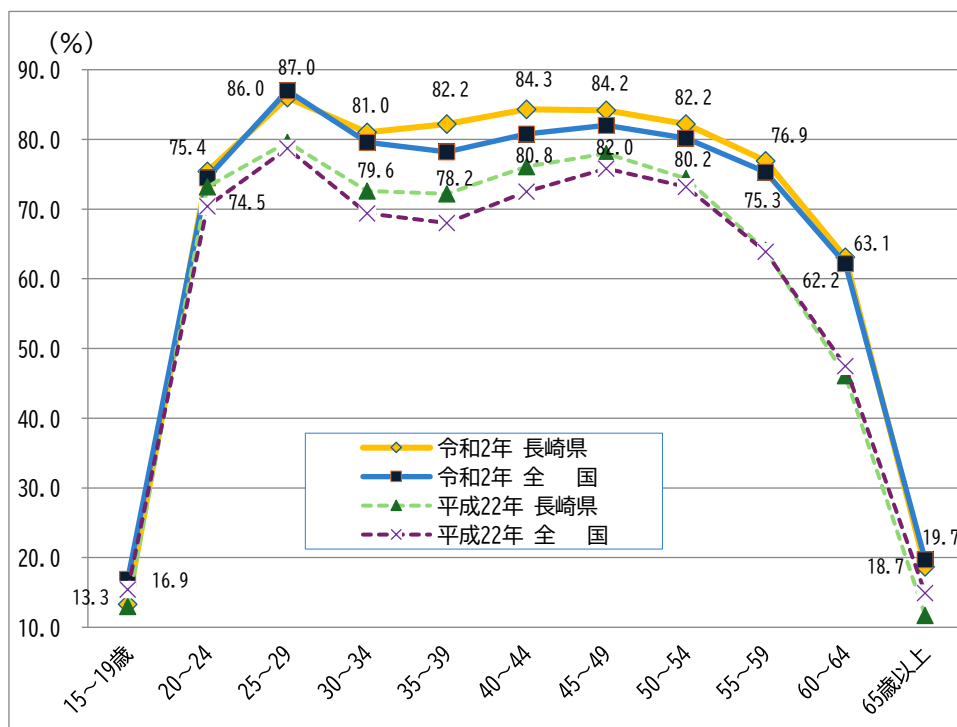
注1：数値は各年10月1日現在

注2：労働力率・・・15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

就業者・・・調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者

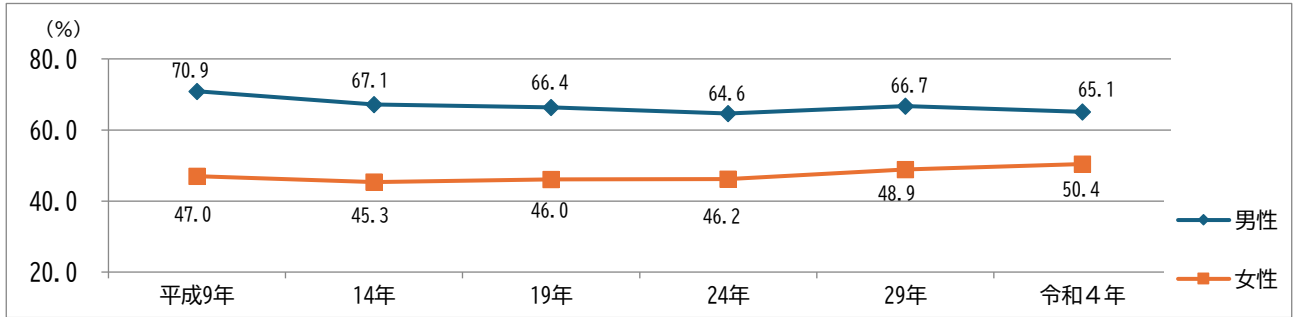
出典：総務省「国勢調査」

図表 16 女性の年齢階級別労働力率の推移（M字カーブ）（県、全国）



出典：総務省「国勢調査」

図表 17 男女別有業者の割合の推移（県）

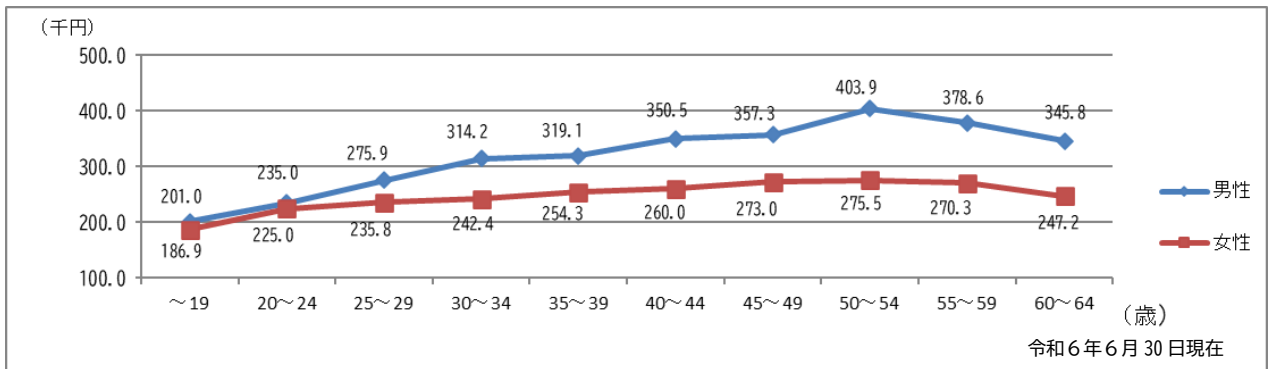


出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」

② 男女間の賃金格差

20歳代までほとんど賃金の差はありませんが、その後50歳代まで年齢が上がるにつれ格差が拡大しています。

図表 18 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女（一般労働者）の比較（県）



出典：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

③ 女性の非正規労働者数の推移

本県は全国と比較して女性の非正規雇用労働者の割合が小さく、年々上昇傾向にありましたが、令和4年については微減となっています。一方、全国では近年、大幅に正規労働者の割合が増え、本県と全国の様子はほぼ変わらない水準となっています。

図表 19 正規の職員・従業員数と非正規の職員・従業員数の推移（女性）（県、全国）

年次	県					全国				
	女性労働者数 (人)					女性労働者数 (人)				
	正規		非正規			正規		非正規		
	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)
平成19年	263,400	131,500	49.9	131,900	50.1	23,513,500	10,525,500	44.8	12,988,000	55.2
24年	261,100	127,300	48.8	133,800	51.2	24,245,700	10,301,300	42.5	13,944,400	57.5
29年	272,200	125,700	46.2	146,500	53.8	25,859,400	11,211,400	43.4	14,648,000	56.6
令和4年	271,800	126,500	46.5	145,300	53.5	27,184,700	12,716,800	46.8	14,467,900	53.2

出典：総務省「就業構造基本調査」

数値は各年10月1日現在

(4) 仕事と家庭生活の両立の実態

① 男女の労働時間

所定内労働時間及び所定外労働時間は、男女とも減少傾向にあるものの、依然として女性よりも男性の方が長く、所定外労働時間は男性が女性の約3倍という状況にあります。

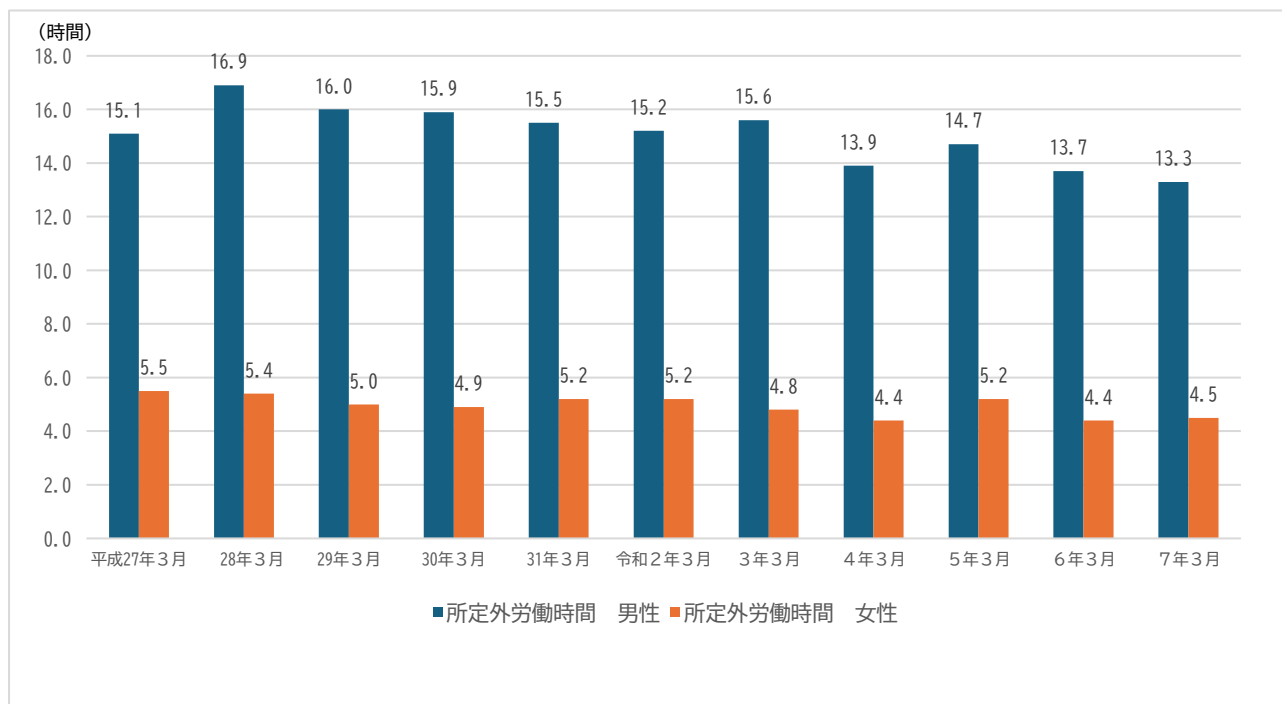
図表 20 男女別労働時間(事業所規模5人以上)(県)

(単位:時間)

	所定内労働時間 男性	所定内労働時間 女性	所定外労働時間 男性	所定外労働時間 女性
平成27年3月	155.6	132.0	15.1	5.5
28年3月	156.0	135.8	16.9	5.4
29年3月	154.0	132.5	16.0	5.0
30年3月	150.9	128.2	15.9	4.9
31年3月	149.8	124.1	15.5	5.2
令和2年3月	147.9	123.0	15.2	5.2
3年3月	147.1	121.4	15.6	4.8
4年3月	148.2	121.9	13.9	4.4
5年3月	146.4	123.0	14.7	5.2
6年3月	140.2	121.4	13.7	4.4
7年3月	138.5	117.7	13.3	4.5

出典:長崎県「毎月勤労統計調査」

図表 21 男女別所定外労働時間の比較(事業所規模5人以上)(県)

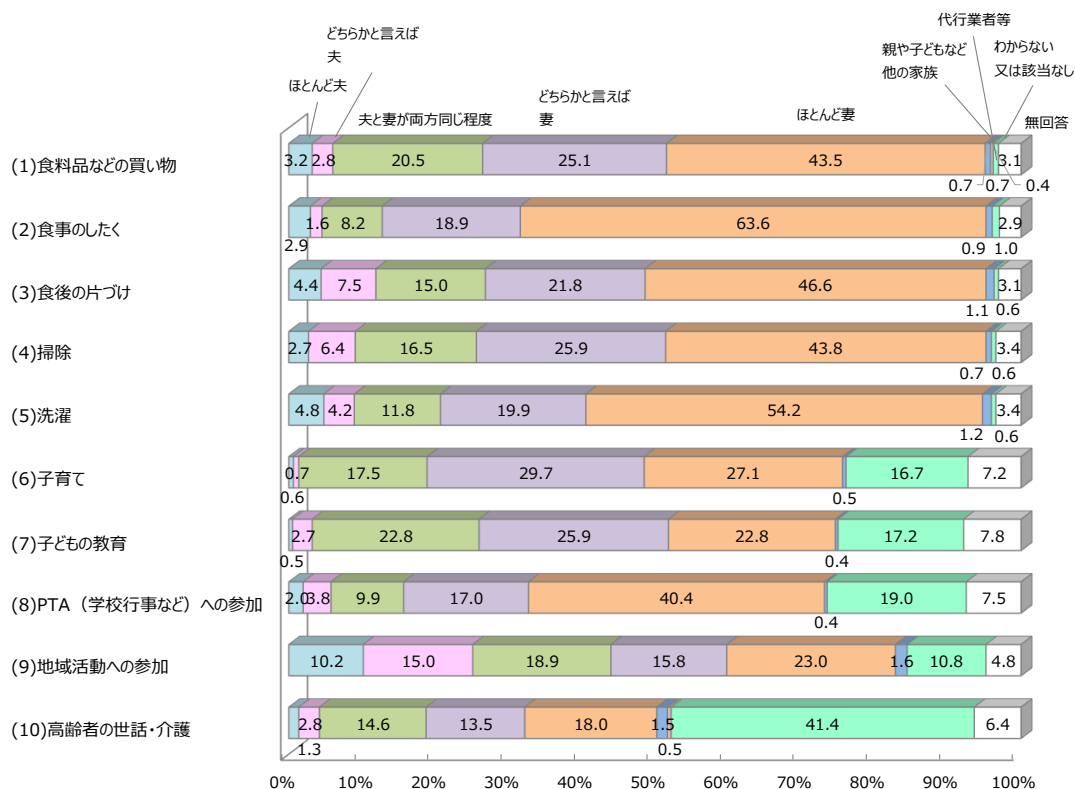


出典:長崎県「毎月勤労統計調査」

② 家庭内での役割分担

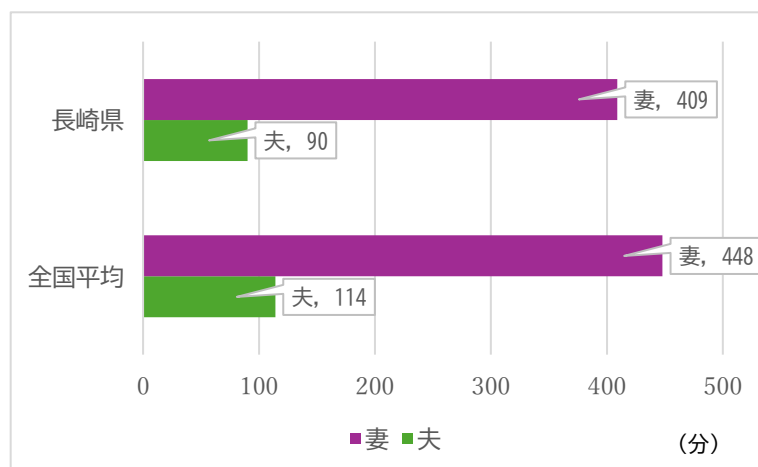
県民意識調査（令和6年度）によると、家庭内での役割分担について、食事のしたくや食後の片づけ、洗濯など多くの項目において、「ほとんど妻」と答えた割合が高く、家庭内での役割の多くを妻が担っていることがわかります。また、夫・妻の家事関連時間を見ると、妻の方に大きく偏っています。

図表 22 家庭内での役割分担（県）



出典：長崎県「令和6年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

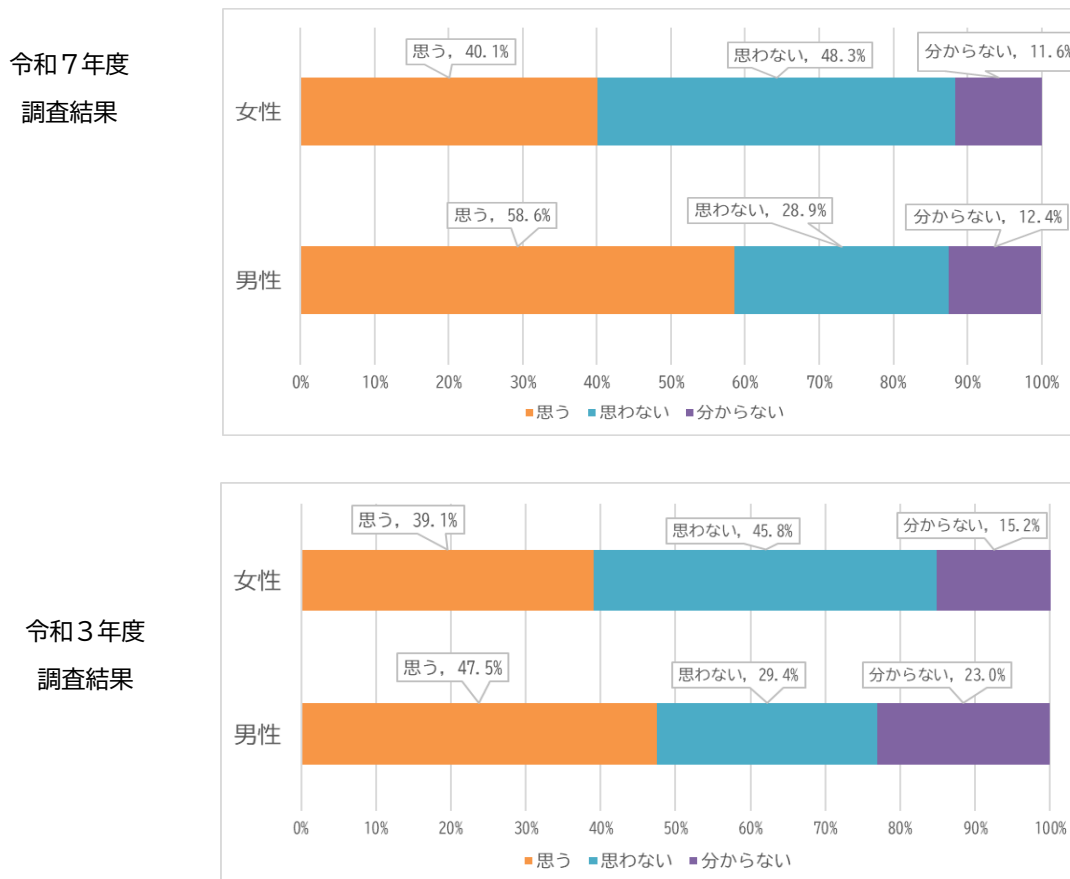
図表 23 6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事関連時間（県、全国）



出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」

家事関連時間（一日あたり）・・・家事、介護・看護、育児、買い物で計算

図表 24 20～59 歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合（県）



出典：長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査

③ 育児休業等の取得の状況及び意識

男性の育児休業取得率は、令和元年から5年までの間に民間企業、都道府県職員とも大幅に増加しています。全国と比較すると、民間企業においては全国よりも低い状況にあり、都道府県職員においては全国よりも高くなっています。

県民意識調査（令和6年度）によると、男性が育児休業を利用しづらいと思う理由としては、周囲に迷惑がかかることや職場の雰囲気等、社会全体の理解が十分でないことが挙げられています。

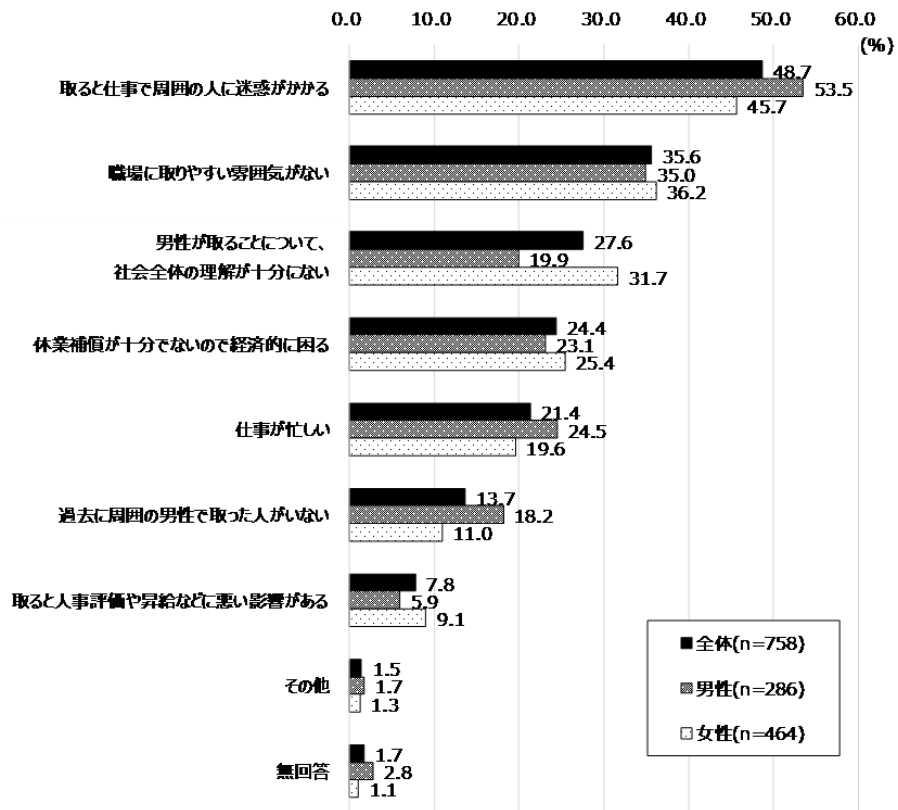
図表 25 男性の育児休業取得率（県、全国）

（単位：％）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
民間企業	長崎県	2.1	8.2	10.2	16.3	16.2	
	全国平均	7.5	12.7	14.0	17.1	30.1	
都道府県職員	長崎県	知事部局	8.1	26.8	25.0	39.8	61.4
		知事部局+教育庁+警察	2.5	7.4	13.0	26.0	47.4
	全国平均	5.5	9.5	14.9	27.2	43.9	

出典：長崎県「労働条件等実態調査」／厚生労働省「雇用均等基本調査」／総務省「地方公共団体の勤務条件に関する調査」／長崎県人事課調

図表 26 男性が「育児休業制度・介護休業制度」を利用しづらいと思う理由（県）



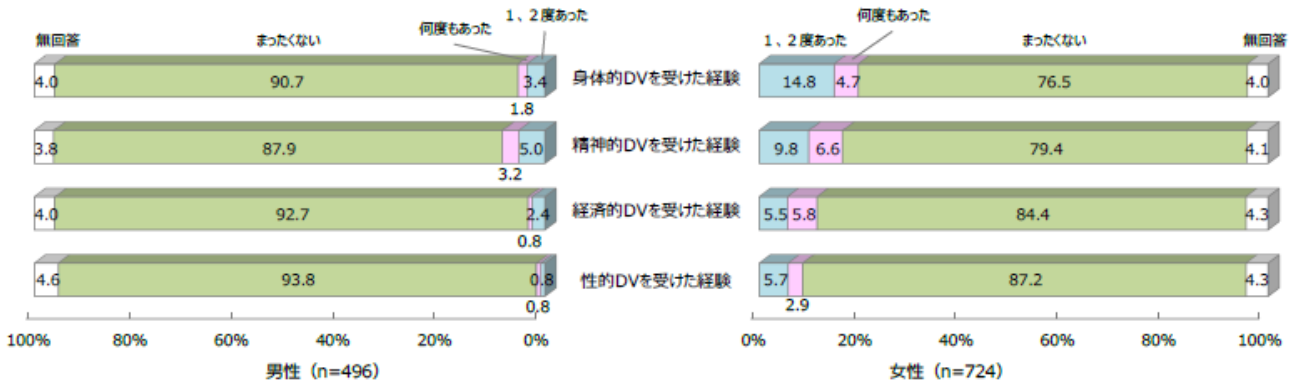
出典：長崎県「令和6年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

(5) 女性等に対する暴力の状況

① 配偶者等からのDV⁸被害の経験

県民意識調査（令和6年度）によると、配偶者や交際相手から身体的DV被害にあった人の割合は、女性が19.5%、男性が5.2%、精神的DV被害にあった人の割合は、女性が16.4%、男性が8.2%となっています。

図表 27 DV被害に関する経験等（県）

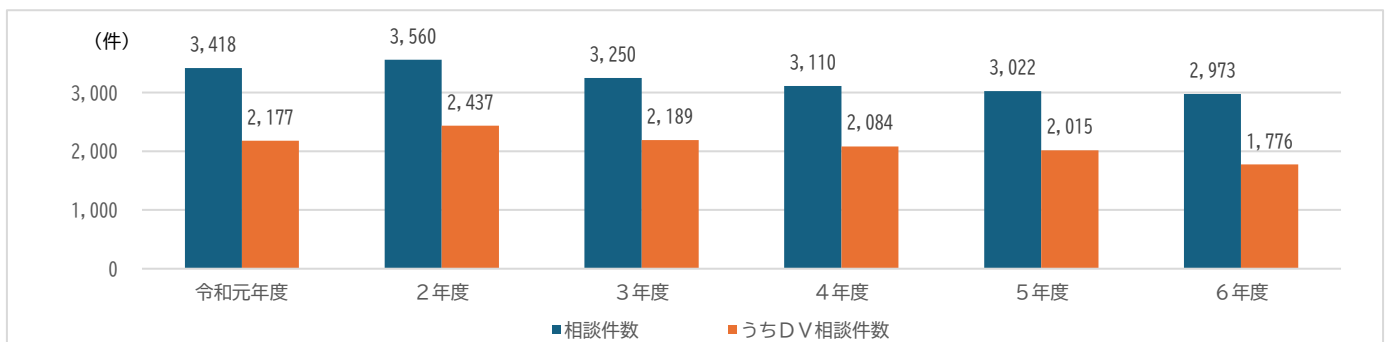


出典：長崎県「令和6年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

② 配偶者等からの暴力についての相談件数

相談件数は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。令和6年度は総相談件数の約6割がDV相談となっています。

図表 28 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移



出典：長崎県こども家庭課調

⁸ DV (Domestic Violence)：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力。

図表 29 サポートながさき（性暴力被害者専用相談・支援窓口）における性犯罪被害相談等の事案別件数（県）

（単位：件）

	令和3年度			4年度			5年度			6年度		
不同意性交等	207			132			268			368		
監護者性交等	12			18			1			7		
不同意わいせつ	128			148			187			206		
監護者わいせつ	3			2			4			11		
その他性暴力	38			72			36			65		
DV	11			10			77			18		
ストーカー	18			18			21			13		
その他（問い合わせを含む）	83			101			127			85		
計 （総数及び被害者の性別内訳）	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
	500	469	26	501	449	35	721	606	100	773	433	35

出典：長崎県交通・地域安全課調

注1：数値は各年3月31日現在

注2：総数には、男女のほか「被害者なし」「不明」の数を含む

③ 「性犯罪 110 番」 受理状況

「性犯罪被害相談電話」の受理件数は増加しており、年齢別で見ると 20 歳代の相談者が最も多い状況です。

図表 30 「性犯罪被害 110 番」 受理状況（年齢別）（県）

（単位：件）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計	不明	合計
平成22年	0	5	8	1	6	0	0	20	6	26
27年	0	5	2	7	0	1	0	15	8	23
令和2年	4	11	1	4	4	0	1	25	14	39
6年	10	19	15	8	4	1	2	59	25	84

出典：長崎県警察本部調

図表 31 「性犯罪被害 110 番」 受理状況（相談内容別）（県）

内容	件数			
	平成22年	27年	令和2年	6年
性犯罪の被害申告に関するもの	13	15	12	32
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	1	0	2	7
性的ないやがらせに関するもの	0	0	2	10
精神的な悩みに関するもの	0	0	0	4
男女間のトラブル	4	0	1	10
事件容疑情報	0	0	1	5
つきまとい行為に関するもの	3	2	1	0
配偶者に対する暴力に関するもの	0	0	0	0
上記以外の相談	3	0	0	10
その他	2	6	20	6
計	26	23	39	84

出典：長崎県警察本部調

(6) ひとり親家庭の状況

ひとり親の世帯は減少傾向にありますが、対人口比では全国を上回っています。

図表 32 ひとり親家庭の世帯数とその内訳（児童扶養手当受給世帯数とその内訳）（県）

区分	世帯数			
	総数	母世帯	父世帯	その他 (祖父母等) 世帯
平成22年	15,338	13,972	1,056	310
27年	14,609	13,302	1,125	182
令和2年	12,133	11,049	765	319
5年	10,817	9,843	624	350

注：数字は各年の3月時点

出典：長崎県こども家庭課調

図表 33 児童扶養手当受給者の子どもの人数（人）（県）

	本県			全国		
	児童扶養手当受給者の子どもの人数	推計人口 (18歳以下の数)	対人口比	児童扶養手当受給者の子どもの人数	推計人口 (18歳以下の数)	対人口比
令和元年度	19,103	217,466	8.8%	1,368,949	19,788,882	6.9%
2年度	18,463	212,643	8.7%	1,335,312	19,530,405	6.8%
3年度	17,760	209,017	8.5%	1,299,635	19,185,905	6.8%
4年度	17,221	204,602	8.4%	1,245,514	18,511,185	6.7%
5年度	16,814	199,577	8.4%	1,205,005	18,165,997	6.6%

厚生労働省「福祉行政報告例」からの推計値

本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数（毎年10月1日現在）

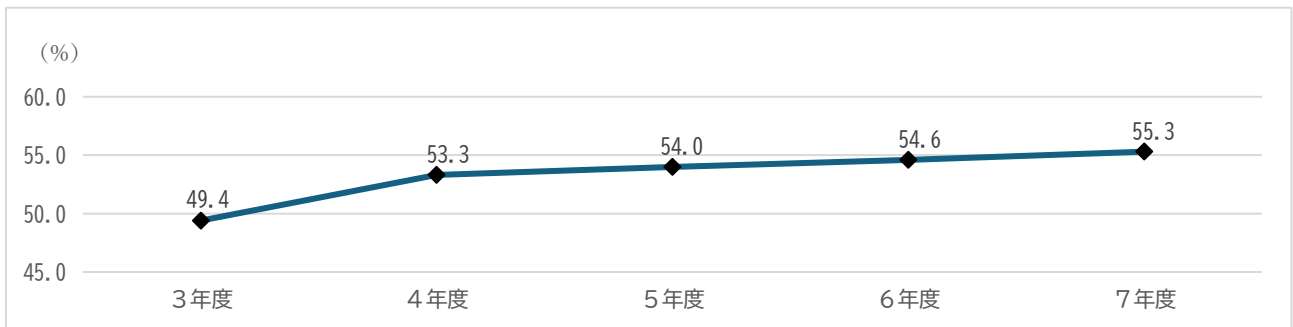
数字は各年度の3月時点

(7) 県民の意識、行政における推進体制

① 固定的な性別役割分担意識について

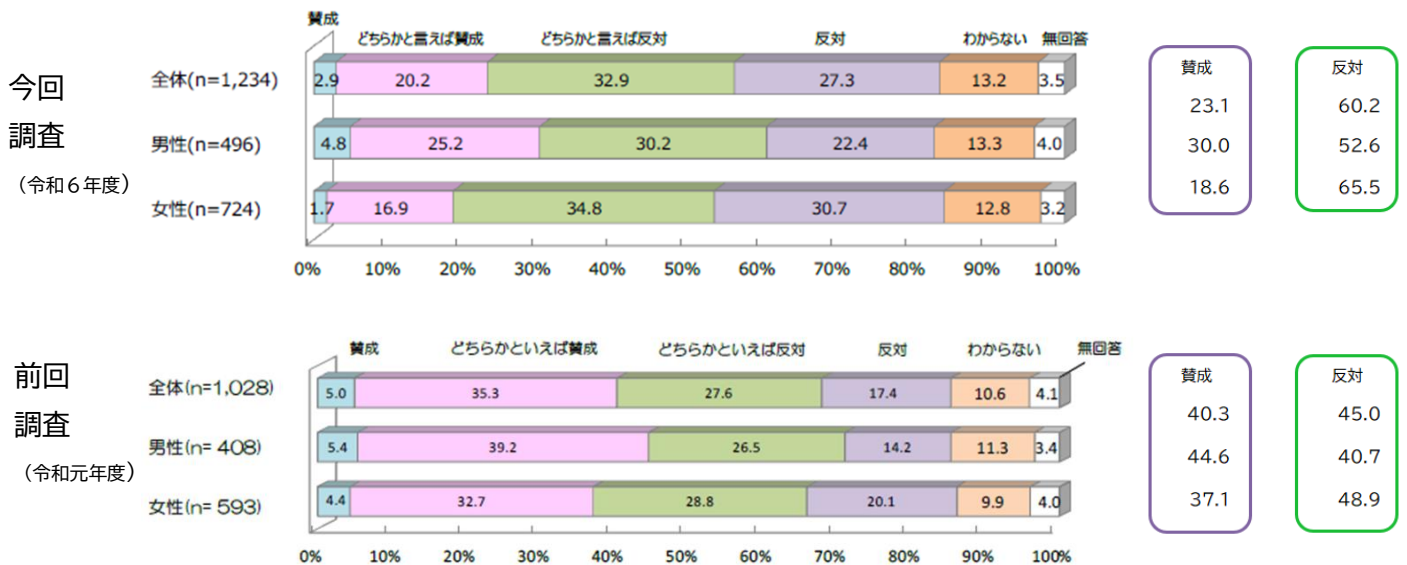
県民意識調査（令和6年度）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合が6割を占めています。特に、男性は5年前の調査と比べ10ポイント以上増加し、過半を占めています。

図表 34 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合（県・毎年調査・Web アンケート調査）



出典：長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査

図表 35 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（県・5年ごと調査・無作為抽出）



出典：長崎県「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

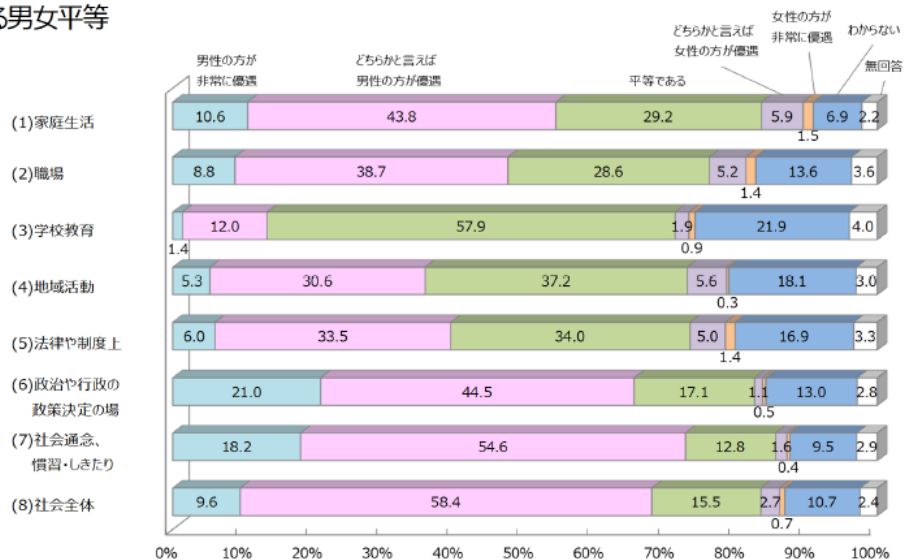
② 男女の地位の平等感について

県民意識調査（令和6年度）によると、男女の地位が平等になっているかどうかについて、「男性の方が非常に優遇」「どちらかと言えば男性の方が優遇」と回答した人の割合は「社会通念、慣習・しきたり」や「社会全体」においては約7割となっており、依然として男性優位の状況にあることがうかがえます。

図表 36 男女の地位の平等感について（県）

●社会生活における男女平等

(n=1,234)



出典：長崎県「令和6年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

③ こどもの意見（長崎県子どもアンケート結果）

県が目指す「こどもが主役」の社会を実現するためにできたらいい・あったらいいと思うものとして、犯罪、災害、交通事故のない安全な社会、差別のない社会にしたいという意見や子育て支援、公共交通機関の運賃など経済的な支援を充実させてほしいという意見が出されています。

図表 37 こどもの意見（「こどもが主役」の社会の実現に向けて）（県）

【自由記述】

県が目指す「こどもが主役」の社会を実現するためにできたらいい・あったらいいと思うものや、「こどもが主役」の理想の長崎県（社会）の姿など、自由な意見を聞かせてください。

校種	主な意見
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・室内アスレチックなど、雨の日でも遊べる施設がほしい。 ・安心して勉強やおしゃべりができる場所がほしい。 ・こどもの意見を優先し、叶えられるものは叶えてほしい。 ・県内各市町からこどもの代表委員を選出し、大人の議会のようにこどもが主役のこども議会があつたらいい。 ・大人が見守り、犯罪、災害、交通事故がなく、こどもが安全に、安心して過ごすことができる環境にする。 ・こどもが堂々と意見を言うことができ、大人はこどもの意見を利用し、より良い地域にするために働きかけてくれる。 ・PCを使った活動や部活を増やしてほしい。 ・地域の人や大人とコミュニケーションが取れたり、たくさんの人と触れ合える場所や機会を増やしてほしい。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に過ごすことができる場所（遊び場、レジャー施設、遊園地、公園、勉強の場）がほしい。 ・室内でスポーツをしたり、遊んだりできる場所がほしい。 ・こどもが大人の目を気にせず自由に遊べたり色々な職業を体験できる本当の町みたいな場所があつたらいいと思う。 ・大人の意見だけでなく、こどもの意見も政治や社会に必要としてほしい。 ・みんなの意見を否定せず、意見を出し合う会があればよい。 ・犯罪が少なく、不審者が絶対にならない、安心安全なまちにしたい。 ・公共交通機関の運賃を安くしたり、こどもの医療費・学費の無償化を実現してほしい。 ・少子高齢化対策として、こどもが産まれた家庭への給付金や、子育て支援の強化をしてほしい。 ・もっと地域活動を行っていくべきだ。 ・職場体験学習などの場を増やしていく。 ・奨学金手当の充実や高校のお金援助を増やしてほしい。
高校	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや中高生が気軽に遊べたりして過ごす場所を増やしてほしい。 ・こども食堂のように、こどもが自由に利用できる場所を増やしてほしい。 ・こどもの意見を大人がすぐに否定することなく、しっかり聴き、こどもがやりたいことを実現していく。 ・無料で利用できる施設を増やしてほしい。 ・不登校のこどもへのスポーツの支援や環境を充実させてほしい。 ・第2子以降は県内の学校の学費を無償化する制度があつたらいい。 ・職業体験などの将来のイメージを持つためのイベントをもっと積極的に宣伝してほしい。 ・こどもが政治に関する興味関心が必要。 ・地域社会に対するこどもの関心を高める場を設けたり、地域のこどもたちをボランティア活動に積極的に参加させる。

出典：長崎県「令和6年度長崎県子どもアンケート」

④ 市町の男女共同参画に関する計画策定の状況

男女共同参画に関する計画は、県内の全21市町において策定されています。

2 第4次計画の成果と課題、今後の取組

第4次計画では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり」「安全・安心な暮らしの実現」「推進体制の整備・強化」の4つの基本目標のもと様々な施策を進めてきました。

女性の参画については、民間企業の女性管理職比率は一定上昇しているものの、審議会等への女性登用や農林水産関係団体での女性参画は進んでおらず、政策決定過程や多様な分野への女性の参画拡大に取り組む必要があります。

働き方と家庭生活においては、男性の育児休業取得率の上昇など進展が見られる一方で、家事や育児、介護など家庭内の役割の多くを女性が担っていることや、男性の所定外労働時間が女性に比べて3倍以上もあることなどから、「共家事・共育て」の促進や、生活様式や価値観の多様化に対応する働き方改革を進めていく必要があります。

安全・安心については、女性が抱える困難な問題が複雑・多様化かつ複合的なものになっている状況があります。県内の性犯罪被害や相談件数が増加傾向にあり、その被害者は女性だけでなく多様であること、また、大規模災害においてはとりわけ、女性や子ども、ぜい弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会づくりと被害者支援の充実、災害対応への女性の主体的な参画の促進が必要です。

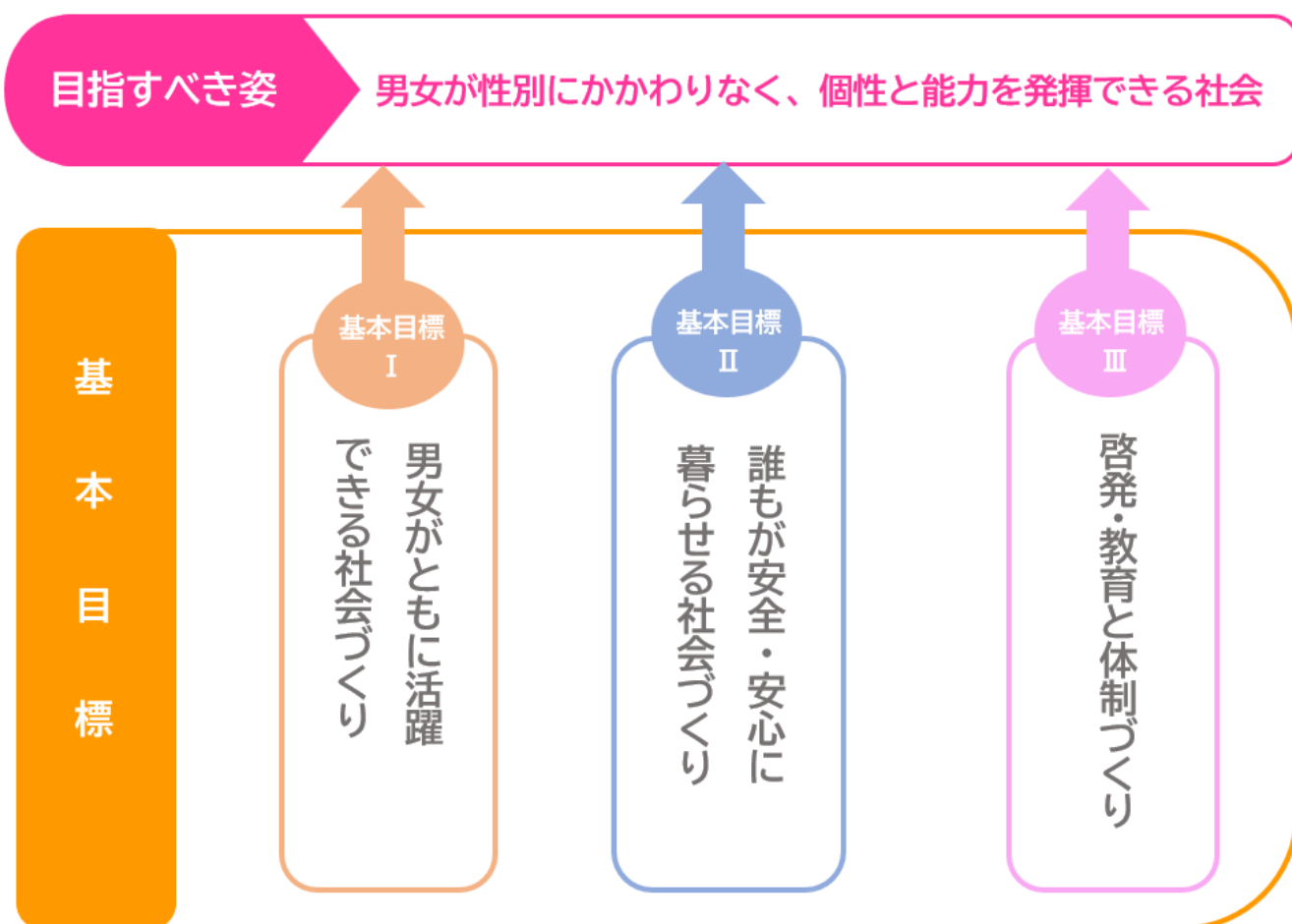
啓発・推進体制の面では、「夫は仕事、妻は家庭」という考えに「反対」の割合は増加しているものの、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。若者・女性にも選ばれる地方を目指すため、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去や固定的性別役割分担意識の解消に向けたさらなる啓発が必要です。また、市町、事業者、民間団体など多様な主体と連携・協働しながら男女共同参画を推進する、推進体制の充実強化を図っていく必要があります。

3 計画の基本目標

「本県の現状」及び「第4次計画の成果と課題、今後の取組」を踏まえ、この計画が目指すべき姿を「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会」と定めます。

この目指すべき姿の実現に向けて、以下の3つの「基本目標」を掲げ、各施策を積極的に展開します。

- | | |
|-------|--------------------|
| 基本目標Ⅰ | 男女がともに活躍できる社会づくり |
| 基本目標Ⅱ | 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり |
| 基本目標Ⅲ | 啓発・教育と体制づくり |



基本目標Ⅰ

男女がともに活躍できる社会づくり

男女共同参画・女性活躍の推進は、全ての人々が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するとともに、経済社会にイノベーション⁹をもたらす持続的な発展を確保する上でも極めて重要です。また、男性も含めた全ての人々の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものです。

このため、あらゆる分野における女性の参画拡大、職場や地域における男女共同参画の推進、男女の意識改革と男性が家事・子育てを積極的に担うことができる環境づくりを図る「共家事・共育て」の促進のほか、その基盤としての子育て・介護等と仕事の両立支援の充実などに取り組みます。

基本目標Ⅱ

誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に安心して暮らせることが不可欠です。

このため、男女ともに互いの身体の特性等に対する正しい理解の促進と健康支援に取り組むとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会の形成と被害者の支援の充実に取り組みます。

また、社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対してきめ細かな支援に取り組むとともに、大規模災害での男女共同参画の浸透の必要性が再認識されたことを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策にも取り組みます。

基本目標Ⅲ

啓発・教育と体制づくり

県民意識調査（令和6年度）によると、社会全体において男女が「平等」と回答した人の割合は15.5%にとどまっています。その背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられることから、男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発や、男女平等教育などに取り組みます。

また、男女共同参画社会基本法改正により、地方公共団体が、男女共同参画センターの機能の確保に努めることなどが規定されたことを踏まえ、推進員のさらなる育成と市町への一層の支援などに取り組みます。

⁹ イノベーション：新しいアイデアや考え方などを取り入れて、新たな価値を創造すること。

4 施策の体系

基本目標	政策	施策
Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等の委員への女性の参画促進
		(2) 県における管理職等への女性の登用推進
		(3) 各分野における女性の参画拡大
		(4) 女性の職域拡大等による人材の確保
	2 雇用の場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 経営者等の意識改革
		(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
		(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進
		(4) ハラスメント防止対策の推進
	3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	(1) 女性の再就職支援
		(2) 女性の職業能力の開発への支援
		(3) 女性の起業・創業支援
	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進
		(2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進
	5 共家事・子育ての促進及び子育て・介護等の支援体制の充実	(1) 共家事・子育ての促進
		(2) 子育て支援策の充実
(3) 介護支援策の充実		
Ⅱ 暮ら誰もが安全・安心に	6 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援
		(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
		(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進
	7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1) 女性等に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進
		(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進
		(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進
		(4) ストーカー行為等への対策の推進
	8 生活上の困難を抱える人への支援	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進
		(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
9 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興における男女共同参画の推進	
Ⅲ 体制づくり・啓発と教育	10 意識改革に向けた啓発・普及の推進	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
	11 教育を通じた男女共同参画の推進	(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進
	12 推進体制の整備・強化	(1) 県における推進機能・体制の充実
		(2) 市町における推進体制の整備
		(3) 女性の活躍に関する推進体制の充実